

2012年9月20日

組合員のみなさまへ

2011年度決算における法人税等の増加と今後の取扱いに関するご報告

栃木保健医療生活協同組合  
理事長 関口真紀

【1】はじめに

この度、2011年度決算におきまして、総代会にご報告した法人税等の金額に誤りがあったことが判明しました。このことにつきましては、まず、総代・組合員のみなさまに深くお詫びをし、ここに経過と今後の対応をご報告申し上げます。

【2】経過報告

法人税等に関する申告及び納付の経過について報告いたします。

(1) 総代会に報告した税額について

2011年度決算手続きをすすめるにあたり、法人税等については、税務申告を委任している税理士事務所が作成した確定申告書にもとづき、「2011年度の法人税等納付税額合計 16,532,100 円」を6月24日の第37回通常総代会へ報告いたしました。

(2) 本来納付すべき税額

実際は、19,893,100 円が本来納付すべき税額であり、不足差額 3,361,000 円は県事業税等の欠落部分です。

(3) 誤りの原因

誤りの原因は、税理士事務所が他の医療機関と同様、公益医療事業者としての非課税事業所と錯覚したため欠落しました。

また、常務理事会は、税目を確認せずに税理士事務所の報告を認めてしまいました。

(4) 税金の納付について

本来納付すべき税額 19,893,100 円を納付いたしました。

(5) 上部団体、監督官庁等への報告について

この間、私たちの上部団体である日本医療福祉生活協同組合連合会及び栃木県生活協同組合連合会に報告しました。また、監督官庁である栃木県県民生活部くらし安全安心課へ報告いたしました。

【3】今後の対応について

(1) 会計上の処理について

法律にもとづいて納税した結果、新たに発生した3,361,000円の県事業税等につきましては、2012年度決算で処理し、来年2013年6月に開催される第

38回通常総代会に報告させていただくこととなります。(なお、この手続きにつきましては、日本医療福祉生活協同組合連合会の指導にもとづいております)

(2) 総代・組合員のみなさまへの告知について

- ①総代のみなさまには、この文書をもってご報告とさせていただきます。
- ②各事業所の待合室などに掲示いたします。
- ③栃木保健医療生活協同組合のホームページに掲示いたします。

【4】再発防止について

- ①税理士事務所へは正確な税務処理を求めました。
- ②内部事務規定を整備し、事務の堅確化をはかり再発防止に努めます。
- ③法人税等の税額の計算(検算)については、経営担当者としても徹底した点検で対応します。
- ④経理担当部門の医療生協の税務に対する理解を一層深めます。

【5】さいごに

本来、総代会では決算報告において、正確な経営状況を報告し、総代のみなさまに承認をいただく責任がありました。総代会終了後、3ヶ月が経過をしようとするなかで、ご報告が遅れましたことを、深くお詫び申し上げます。なお、2012年度は、医療事業も介護事業も順調に推移しております。4月から7月まで連続黒字を計上し、納めた税金を差し引いてもなお、1,536万円の経常剰余を確保することができました。今後も予算達成に向けて、生協の事業の前進に一層努力する決意です。総代のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先 栃木保健医療生活協同組合 本部事務局 赤堀和彦までお願いいたします。TEL028-652-3714